

## LGBT 生徒へのいじめ中止を求める共同声明

2019/10/04

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家と教育の権利に関する特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。LGBT の生徒に対する学校・大学その他の教育機関でのいじめ・ハラスメント・排除を深く懸念する。こうした行為は教室・校庭・トイレ・更衣室・通学路そしてオンラインで行われており、差別的な教育政策・規則・カリキュラム・教材・授業を通じて潜在的な暴力も生じている。いじめや差別を受けた生徒は、うつ・不安・社会的孤立など心身の健康に悪影響を被り、自殺に至ることもある。彼らは学校で不安を感じ、学校行事を避け、不登校や退学になり、成績が低下し、一生経済的に不利な状況に置かれやすい。各国政府に対して、LGBT の子どもへのハラスメント・いじめ・学校からの排除に関して、国民意識の向上や安全・支援の措置を含む、禁止・防止・処罰のための措置をとるよう求める。

## 出産時の女性への暴力・不当な扱いに関する報告書

2019/10/07

国連人権高等弁務官事務所

女性に対する暴力に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示した。内容は以下のとおり。出産時の女性に対する不当な扱い・暴力は広範で組織的な人権侵害である。彼女らは尊厳を保たれ敬意のこもったケアを受ける権利がある。しかし、世界中の無数の女性が直面している現実とは真逆であり、言葉による虐待、性差別的態度、深刻な侮辱、身体的暴力が生じている。しかも、多くの場合、女性はタブーや羞恥などのために沈黙している。2015年から複数の国で、性と生殖に関する医療や出産における女性の権利を求める新たな社会運動が始まり、タブーが破られ、不当な扱いや暴力に光が当てられている。不当な扱いや暴力の根本原因は、差別的な法や実行、劣悪な医療制度、医療提供者と患者の力関係などにある。各国政府には医療機関による暴力に対処する責任があり、女性差別撤廃条約などは、健康に関わる分野を含め差別やジェンダーに基づく暴力を撤廃するよう求めている。

## 世界メンタルヘルス・デーに向けて声明

2019/10/09

国連人権高等弁務官事務所

10月10日の世界メンタルヘルス・デーに向けて、健康の権利に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。精神的な苦痛はしばしば暴力・差別・排除を受けていることから生じている。脳内化学物質を調整しても、偏見や社会的排除、孤独感や無力感を悪化させるばかりで、自殺の危険性の低下にはならないことが多い。自殺防止のために新たな方法をとらなければならない。すなわち、生活を生きがいのないものにする構造的要因に対処し、力の不均衡がある中でうつが生じる原因を検証し、人間関係の問題に対処し、対人暴力を削減しなければならない。具体的状況での個人への対応も不可欠であるが、薬剤の過剰使用には反対である。自殺防止のために各国政府は、社会的つながり、寛容、正義、健全な人間関係を通して自主性と柔軟性を促進しつつ、過剰な薬剤使用を避け、社会的な要因に対処する、権利に基づいた戦略を採用すべきである。

## 国際ガールズ・デーに向けて共同声明

2019/10/10

国連人権高等弁務官事務所

10月11日の国際ガールズ・デーに向けて、15名の人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。少女たちが先陣を切り、若い活動家が気候変動、ジェンダー不平等、貧困、暴力など様々な問題への闘いに新鮮なエネルギーと緊急感を与えている。彼女らは、人権のために行動し変化を起こすのに若すぎとか幼すぎると言うことはしないことを示している。しかしながら、彼女らに対するハラスメントや虐待、ソーシャルメディアでのヘイト攻撃が生じている。こうした攻撃は許されない。政府には、プライバシー、思想・表現・結社の自由を含む少女・少年の権利の享受を確保する義務がある。彼らは、安全で持続可能な地球に住み、自分たちの意見が聴取される権利が完全に保障されることを求めている。我々は、各国政府に対して人権上の義務を履行し、国内・国際政策の立案者に対して若者の意見を聴取するよう求めたい。

## 強制失踪委員会第 17 会期閉幕

2019/10/11

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 17 会期が閉幕した。今会期では、強制失踪条約の実施状況に関するポリビアとスロバキアの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、役員選出が行われ、委員長にモロッコの委員、副委員長にアルゼンチン、セルビア、フランスの委員、報告者に寺谷広司さんが選出された。活動方法に関する討議では、報告書未提出国の審査、最終見解のフォローアップなどが取り上げられた。閉会にあたり発言した委員長は、NGO と人権高等弁務官による委員会への協力や活動支援に感謝の意を述べた。また、強制失踪被害者の生存と尊厳の確保のためには委員会に十分な資源が供給される必要があることを強調した。他の発言者は、多くの国で大規模デモの後に恣意的抑留が行われてことに懸念を示し、委員会の緊急行動制度を強化する必要性を訴えた。第 18 会期は 2020 年 4 月に開催される予定である。

## 国際ガールズ・デー

2019/10/11

### 国連人権高等弁務官事務所

国際ガールズ・デーに際し、子どもの権利委員会と女性差別撤廃委員会が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。毎年およそ1,200万人の少女が18歳未満で結婚し、少なくとも2億人の少女と女性が女性性器切除を受け、性的搾取のための人身売買の被害者の94%が女性と少女である。各国政府に対し、こうした有害な慣行に対処するよう求める。各国政府には、少女の権利をさらに保護し前進させる国際人権法上の義務がある。少女の権利の礎である子どもの権利条約と女性差別撤廃条約は今年それぞれ30周年、40周年を迎え、その間に少女の権利の実現は前進した。しかしながら、世界中の少女は今なお、ジェンダーと年齢に基づく二重の差別に直面し、不平等・ステレオタイプ・特有の力関係のせいで、性と生殖の権利を脅かされている。各国政府が少女の人権は不可譲・不可欠・不可分であると認めることが重要である。

## 自由権規約委員会開催の予定

2019/10/11

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会が 10 月 14 日～11 月 8 日に開催される。この会期では、ベルギー、カーボベルデ、中央アフリカ、チェコ、メキシコ、セネガルの自由権規約の実施状況が審査される。会合の様子はウェブ中継される予定である (<http://webtv.un.org/>)。会期のハッシュタグは #CCPR127 である。自由権規約委員会は自由権規約締約国(現在 173 カ国)の規約遵守を監視する機関である。委員会は世界中から選出された 18 名の独立の人権専門家から成り、委員は締約国の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。締約国は委員会から定期的に審査を受け、委員会は各国の政府代表と討議し、NGO、国内人権機関、独立の監視制度の意見を聴取する。

## 自由権規約委員会第 127 会期開幕

2019/10/14

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 127 会期が開幕した。今会期ではセネガル、ベルギー、メキシコ、チェコ、中央アフリカ、カーボベルデの報告書が審査され、自由権規約 21 条(平和的集会の権利)に関する一般的意見 37 号草案が検討される。人権高等弁務官事務所の代表が開会の挨拶を行い、9 月の人権理事会について報告し、死刑に関する決議では規約委員会の生命の権利に関する一般的意見に言及があり、また、だれもが人権機関を含む国際機関に自由にアクセスする権利を有することが再確認されたことなどを報告した。さらに、国連の深刻な財政危機は続いており、来年以降の状況は不安定であるが、2020 年の条約機関制度レビューは条約機関制度の安定と資源を可能な限り確保する重要な機会になると述べた。個人通報作業部会の委員からは、28 件の個人通報が審理され、11 件が受理不能、2 件が受理可能、9 件が規約違反、3 件が規約違反なし、3 件が審理継続となったことが報告された。



## 社会権規約委員会 土地ガバナンスに関する一般討議開始

2019/10/14

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会は、土地ガバナンスに関する一般討議を開始した。開会の挨拶を行った副委員長は、今回の討議は土地と社会権規約に関する一般的意見の起草の一環で行われると述べた。また、耕地をめぐる争い、都市の無秩序な拡大、大規模開発計画による圧力など、都市や農村の土地その他の天然資源に関する申立てが増えており、土地の問題は委員会の活動の主要な部分を占めるようになってきていると述べた。一般的意見担当の委員は、この問題は新しい問題ではないが、最近の世界的食糧価格の高騰や土地の争奪の蔓延のために、各地で指針や原則が数多く採択されていることなどに言及した。一般討議では複数のパネルディスカッションが予定されており、午前の会合では、「土地への圧力と投機」、「ジェンダーの視点を含む土地の安全の保護」のタイトルの下で 2 つのパネルディスカッションが行われた。

## 社会権規約委員会 土地ガバナンスに関する一般討議終了

2019/10/14

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会は社会権規約上の各国の義務と土地ガバナンスに関する一般討議を終了した。午後の会合では3つのパネルディスカッションが行われた。第1のパネルディスカッションのタイトルは「先住民族、伝統的グループ、その他の脆弱なグループの土地に関わる懸念事項」、第2のタイトルは「土地の権利と紛争」、第3のタイトルは「土地への圧力と投機」であった。それぞれのパネルディスカッションでは各国政府、国際機関、NGOなどの代表が参加し発言した。委員らは閉会の言葉の中で、参加者の貴重な貢献に感謝するとともに、今後も委員会は書面で意見が提出されることを歓迎すると述べた。

## 人権擁護活動家に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/16

国連人権高等弁務官事務所

人権擁護活動家の状況に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。世界中の人権擁護活動家が政府・非政府主体から様々な人権侵害を受けている。さらに、司法へのアクセスも妨げられているため、そのほとんどが処罰されていない。不処罰は人権擁護活動家だけでなく、社会全体の動きにも悪影響をもたらす。人権擁護活動家以外の人々が権利を保護しようとするのを躊躇させ沈黙させることも不処罰の目的だからである。不処罰に真剣に取り組み中止しない限り、暴力その他の人権侵害の悪循環は続く。国際人権法上、人権擁護活動家は人権を侵害された場合、効果的救済にアクセスし適切に補償されなければならない。各国政府は、迅速・徹底的・効果的方法で人権侵害を調査する法的義務を負っている。各国政府は彼らに対する攻撃を一切容認しない政策をとるだけでなく、人権保護活動にとって安全な環境をつくらなければならない。

## 極度の貧困に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/17

国連人権高等弁務官事務所

極度の貧困と人権に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。デジタル福祉の出現に懸念を覚える。例えば生体認証システムなど、社会保護・支援システムでデジタルデータ・技術が用いられるようになっている。デジタル化は、市民が最新技術の恩恵を受けハイレベルの福祉を享受できるように企業が考案したものだと一般に説明されている。しかし、真の動機は政府の監視制度の確立、民間企業の利益創出であり、導入の理由は、福祉予算・受益者範囲・サービス内容の削減や制裁の強化などにある。ほとんどの政府が大手テクノロジー企業を人権基準で拘束するには至っていない。急速に進行する大幅なデジタル化を変更する必要がある。人権尊重が指針とされ法律に基づかなければ、テクノロジーによって動かされる未来は悲惨である。デジタル福祉の出現による様々な脅威に対して、適切な取組みが行われていない。

## 社会権規約委員会第 66 会期閉幕

2019/10/18

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 66 会期が閉幕した。今会期では社会権規約の実施状況に関するスイス、イスラエル、エクアドル、セネガル、デンマーク、スロバキアの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、選択議定書に基づき 3 件の個人通報が審理され、2 件が受理不能、1 件が相当な住居の権利の侵害と判断され、12 件は審理打ち切りとなった。さらに、規約と土地に関する一般的意見の起草の一環で終日討議が行われた。一般的意見草案は 2020 年中に公表される予定である。第 67 会期は 2020 年 2 月 17 日～3 月 6 日に開催され、ベラルーシ、ベルギー、ベニン、ギニア、ノルウェー、ウクライナの報告書の審査が行われる予定である。

## 自由権規約委員会 平和的集会に関する一般的意見草案を討議

2019/10/18

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、一般的意見 37 号(自由権規約 21 条、平和的集会)草案の第一読会が行われ、以下の 11 のパラグラフが採択された。すなわち、35：平和的集会の権利実現に関する政府の主要な責任、36：集会の保護の強化、37：デジタルを含め集会外で行われる活動、39：地方での集会に関する決定への留意、40：集会の権利に対する制限は法で規定され列挙されなければならないこと、42：個人の行動の評価は新たなシステム化の下で個別・個人的であること、44：平和的集会の権利の中立性、45：制限は政府の政治的アジェンダの追及や反体制派の意見を抑えるために利用されてはならないこと、46：制限は特定の状況下の集会参加者のメッセージを基になされる可能性があること、48：規約上の権利に対する制限の 3 要件-妥当性、必要性、均衡性、50：妥当な目的で権利が制限される可能性があること、である。

## 宗教・信念の自由に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/18

### 国連人権高等弁務官事務所

宗教と信念の自由に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。ネオナチなどの白人至上主義者や過激なイスラムグループが、ユダヤに対する敵意・差別・暴力を扇動・正当化するために、反ユダヤのスローガン・表現・ステレオタイプ・陰謀論をますます用いるようになってきている。また、反ユダヤの事件が頻発し、オンラインで反ユダヤの憎悪発言が蔓延している。反ユダヤに動機づけられた暴力・差別・敵意表現は、宗教・信念の自由の享受に対する深刻な障害である。ユダヤ教の礼拝堂の攻撃、墓地の冒涇、宗教シンボルの着用や宗教儀式の制限は、ユダヤの信仰・信念の自由の侵害である。多くの国に憎悪犯罪の監視制度が存在していない。反ユダヤその他の憎悪の表明を特定するために、あらゆるレベルの教育・研修への投資が必要である。各国政府・市民社会・メディア・国連に対し、広い人権枠内で反ユダヤに対処するよう求める。

## 女性差別撤廃委員会開催の予定

2019/10/18

### 国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会が10月21日～11月8日に開催される。この会期では、アンドラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、イラク、カザフスタン、リトアニア、セーシェルにおける女性の権利状況が審査される。会合のハッシュタグは#CEDAW74、会合の様子はウェブ中継される予定である(<http://webtv.un.org>)。女性差別撤廃委員会は女性差別撤廃条約の締約国(現在189カ国)の条約遵守を監視する機関である。世界中から選出された23名の人権専門家から成る。彼らは締約国の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。締約国は条約実施状況について委員会から定期的に審査を受ける。委員会は各国の政府代表と対話し、NGO・国内人権機関・独立監視制度から意見を聴取する。委員会の最終見解は各国の条約上の人権義務の履行を独立に評価するものである。



## 女性差別撤廃委員会第 74 会期開幕

2019/10/21

### 国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 74 会期が開幕した。今会期では、アンドラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、イラク、カザフスタン、リトアニア、セーシェルの報告書が審査される。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、今年は女性差別撤廃条約採択 40 周年、選択議定書採択 20 周年、国際人口開発会議 25 周年に当たることに言及した。委員長は、条約の締約国は 189 カ国と変わらないこと、委員会の会合時間に関する 20 条 1 項の改正を受諾した国は、サウジアラビアの受諾により 80 カ国となったが、改正の発効には 126 カ国の受諾が必要であることに言及した。

## 意見・表現の自由に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/21

国連人権高等弁務官事務所

意見・表現の自由に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。オンライン上で憎悪発言が蔓延しているが、特に標的にされているのは周縁化された人々である。政府は人権法の厳格な基準-合法性、必要性、均衡性、妥当性-に従って憎悪発言に関するルールを規定し実施すべきである。政府も人々もオンライン上の憎悪発言を懸念しているが、企業の責任に関する法は基本的な基準を規定せず、それどころか、民間の権限を増大させ、表現の自由と説明責任を損なうものとなっている。人権コミュニティは長年にわたりソーシャルメディアなどの企業と会話しているが、それでも企業は、表現・プライバシーの自由、差別・暴力の扇動の禁止、市民の参加の促進という人権法の基本的な規範に従った行動をとろうとしない。企業は自身の持つ力と影響力を自覚し、公共の利益よりも株主を重視する姿勢を改めるべきである。

## 障がい者の権利に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/21

### 国連人権高等弁務官事務所

障がい者の権利に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。障がいのある高齢者の人権が尊重されていない。適切な支援が欠如しているために、施設収容や強制治療が標準化している。非自発的な施設収容や治療を含め、障がい・高齢を理由とするあらゆる差別は禁止されなければならない。政府は、彼らの自主性と社会への包摂を支援する措置もとるべきである。社会が高齢者を受け入れ交流するよう、世界中で枠組みを変更する必要がある。各国政府には、障がいのある高齢者が権利に基づくコミュニティの支援にアクセスすることを確保する義務がある。また、身体に関わる環境を改善し、司法へのアクセスを保障するために行動しなければならない。これらは、彼らが基本的権利と自由を完全かつ平等に享受するための必要条件である。障がいは高齢者が共通して経験するかもしれないが、差別や排除があってはならない。

## 「アフリカ系の人々のための国際の10年」 アフリカ会議開催の予定

2019/10/21

### 国連人権高等弁務官事務所

「アフリカ系の人々のための国際の10年」の一環として、国連人権高等弁務官事務所とアフリカ連合(AU)委員会が10月23～24日にダカールで地域会議を開催する。この地域会議は、中南米地域のための2015年ブラジリアでの会議、欧州・中央アジア・北米地域のための2017年ジュネーブでの会議に続いて開かれるものである。今回のアフリカ地域会議も国際10年のテーマである「理解・正義・開発」に基づいたものとなる。会議の目的は、アフリカ各国の政府や若者との関わりなど、関与の増加、国内・地域での国際10年の目標の実施、AUの「アジェンダ2063」、「持続可能な開発目標」、「国際10年の行動計画」の結びつきの強化にある。「アフリカ系の人々のための国際の10年」は国連総会決議によって宣言されたもので、10年とは2015年1月1日～2024年12月31日の期間を指している。

## 自由権規約委員会 平和的集会に関する一般的意見草案を討議

2019/10/22

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では一般的意見 37 号(自由権規約 21 条、平和的集会)草案の第一読会が行われ、以下の 7 つのパラグラフが採択された。すなわち、40：平和的集会の権利の制限に関する選択肢、41：平和的集会の制限を選択する場合、46：平和的集会が戦争の唱導や敵対行為・差別・暴力への関与を人々に扇動するために利用されてはならないこと、47：旗・制服・看板・垂れ幕などのシンボルの使用、49：必要性和均衡性の要件、51：制限の合理的根拠の基礎となる“公共の安全”、52：外的脅威から集会参加者を保護する政府の義務、である。なお、パラグラフ 43 はパラグラフ 40 の内容と重複するため削除が提案され、パラグラフ 53 は次回あらためて討議されることになった。一般的意見 37 号の起草は今年 3 月 20 日に始まった。今日の第一読会は、7 月 11 日、16 日、10 月 18 日に続く 4 回目の開催である。

## マイノリティに関する専門家が国連総会で発言

2019/10/22

### 国連人権高等弁務官事務所

マイノリティの問題に関する特別報告者が国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。世界中で無国籍のマイノリティが大幅かつ急速に増加している。国際社会はマイノリティが平等に国籍をもつ権利のための指針を緊急事項として整備すべきである。人々がマイノリティに言及することさえ躊躇する一因には、誰がマイノリティなのかについて共通の理解が欠如していることがある。これが、弱者として認識されるべきマイノリティへの対応がなされていない事態を招いている。実用的な定義として、当該グループが国民の半数以下であり、メンバーが文化・宗教・言語など共通の特徴をもち、市民権などを有していないことが挙げられる。多国籍企業などの活動の規制に関する2019年の法的文書草案は、企業活動から人権を侵害され悪影響を受ける高いリスクに直面するグループには特別な留意を要するという規定の中で“マイノリティ”に言及している。

## 性的指向に基づく暴力に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/24

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。LGBT に対する社会的偏見や誤解が政治的キャンペーン、議会での議論、公共のデモに表れている。日々加熱している LGBT に対する憎悪の悪循環は、彼らの社会的包摂に影響を与え、医療・教育・住居・雇用・政治的参加・安全へのアクセスを阻んでいる。過去数十年間に、差別的制度・誤った通念・ステレオタイプの解消と包摂は極めて大きく前進した。しかし全ての国で LGBT の人々の完全な包摂が実現されるには今なお多くの課題が残っている。社会的包摂のためには、性的指向・性自認を犯罪とし個人のアイデンティティを否定する全ての法を廃止し、性的指向・性自認の多様性を社会にとって有害とする考えを強制する制度を解体する措置が必要である。LGBT の人々が社会に貢献する潜在能力を発揮するための鍵は、彼らの人権を実現することである。

## 食糧の権利に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/24

国連人権高等弁務官事務所

食糧の権利に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。世界では9人に1人が飢餓状態にあり、20億人が食べ物を満足に得られていない。こうした食糧の権利の実現が前進しない状況は、各国政府が「2030 アジェンダ」の「誰一人取り残さない」という約束を果たすために十分努力していないことを示している。アジェンダの目標を達成するには、不平等と闘い、国内・国家間・個人間の格差を縮小するために富を分散させることが必要である。税制や支出の見直しなどで富を再分配する財政政策によって、権力の再配分、食糧生産資源へのアクセスが促進され、世界の貧困の75%以上が解決される可能性がある。また、法的強制力のある社会保護で効果的に保護されている人は世界人口の半数未満であり、各国政府に対し、社会保護制度を引き続き拡大するよう求めたい。食糧の権利が保障されない限り、「2030 アジェンダ」は実現され得ない。



## 危険物質・廃棄物に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/24

国連人権高等弁務官事務所

危険物質・廃棄物の管理・処理に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。有毒物質に絶えずさらされることは、生殖の健康などの人権に対する世界的脅威である。各国政府に対し、有毒物質にさらされることを防止する義務を認識し履行するよう求める。精子の質・量の低下を含む繁殖力の低下など、健康に関して憂慮すべき傾向が数多く生まれているが、これは、有毒物質にさらされることの防止に政府が優先的に取り組まないからである。有毒物質の混合状態が早死の最大の原因であり、病気や障がいの“サイレント・パンデミック(見えない流行)”を引き起こしている。もはや物質ごとに問題を考えている場合ではない。多くの有毒物質に慢性的にさらされることで特に子ども・労働者・ジェンダー・貧困者などの弱者が受ける複合的な影響に取り組まなければならない。

## 自由権規約委員会 平和的集会に関する一般的意見草案を討議

2019/10/25

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、一般的意見 37 号(規約 21 条、平和的集会)草案の第一読会を行い、次の 12 のパラグラフを採択した。すなわち、51：“公共の安全”が集会の制限の妥当な根拠となる場合、52：外的脅威から集会参加者を保護する政府の義務、53：参加者以外の人々の権利と自由の保護、54：本質的に破壊的性格を有する集会もあるが、政府は合法的な集会を禁止するために曖昧な“公共の秩序”の概念を用いてはならないこと、55：“公衆衛生”の保護を根拠に制限が許される可能性もあること、57：“モラルの保護”の目的で集会が制限される場合、59：平和的集会の期間に関する制限、60・61：集会の時間と場所に関する細かな制限、62：集会の場所を選択する参加者の権利、63：立入禁止地帯を設けることを正当化する政府の義務、64：私有地等における集会、である。56（“国の安全”を根拠とする制限）と 58(集会の時間・場所・方法の規制)は改めて討議することになった。

## 人身取引に専門家が国連総会で発言

2019/10/25

国連人権高等弁務官事務所

人身取引に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。人身取引や搾取の被害者である労働者は、司法や他の苦情申立制度にアクセスすることを妨げられている。ほとんどの場合、彼らは未払賃金の回収、雇用契約の維持、職場環境の改善に苦慮しているが、苦情申立制度に頼っても賃金などを回収できるとは限らず、失業することさえある。移住労働者はさらに、送還を恐れて当局に申し立てることができない。ビザ・労働許可・在留は雇用契約次第だと雇用者から脅される場合もある。企業は、労働者が苦情申立制度にアクセスし、送還や失業を恐れずに搾取を通報できる手続を設ける必要がある。こうした制度は、搾取があると認めた場合には、実行可能な解決策も提示すべきである。例えば、サプライチェーンの下請け業者は労働条件を改善する、親会社が賠償や他の雇用機会を提供する、政府との協力で在留資格を確保するなどである。

## 超法規的処刑に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/25

国連人権高等弁務官事務所

超法規的・略式・恣意的処刑に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。収監され特に死刑に直面している外国人の領事による支援について普遍的基準が採択される必要がある。領事による支援へのアクセスは、公正な裁判の保障となり、不当な死刑判決の回避に役立つ。領事による支援は、訴追する国と出身国の双方に義務を課す人権である。訴追する国は抑留中の外国人に対し、領事館にアクセスする権利を有する旨を通告しなければならない。出身国は、適切かつ効果的な領事による支援を提供しなければならない。これは人権上の義務でもあり、慣習国際法でも定められている。政府が、海外で抑留され死刑に直面している自国民に、彼らの権利である領事による支援を提供しない場合、これは、恣意的殺害から自国民を保護する義務の違反となる。死刑廃止国である場合には、海外での死刑に積極的に反対する義務の違反ともなる。

## 自由権規約委員会 平和的集会に関する一般的意見草案を討議

2019/10/29

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、一般的意見 37 号(規約 21 条、平和的集会)草案の第一読会を行い、次の 9 つのパラグラフを採択した。すなわち、58 : 集会の時間・場所・方法の規制、60 : 夜間の集会、61・64 : 限定した聴衆に向けて行う集会の場所と参加者の権利、私有地等における集会、65 : 太鼓の使用や一時的建造物の建設など、集会の方法の制限、66 : 集会参加者の人数に関する制限、68 : 情報の収集やデータの保存は国際基準に厳格に従わなければならないこと、集会参加者への脅迫やハラスメントの目的で行われてはならないこと、70 : 法執行官や政府職員が平和的集会に参加する可能性、71 : 平和的集会の取締り・警備費用が公的資金でまかなわれたり、参加者に請求されてはならないこと、である。パラグラフ 67(覆面の使用)、69(平和的集会に関与する人の個人情報・データの収集に対する独立した調査や監視)、72(集会中に群衆が引き起こした危害の責任)は次回討議されることになった。

## プライバシーの権利に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/29

国連人権高等弁務官事務所

プライバシーの権利に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。健康に関連するデータは非常に繊細であり、かつ高い商業的価値を有する。こうしたデータを隠れて収集・利用・売却・保持している企業が存在するが、これは我々のプライバシーに大きな影響を与えることであり、強く懸念される事態である。健康技術が患者のプライバシーを尊重した方法で用いられれば、治療を要する人々、医療専門家・研究者の助けとなるが、プライバシーを犠牲にすることがあってはならない。報告書で、健康データの保護に関する国際的な最低基準を提案している。また、データ管理のための好例を示し、電子健康記録、モバイルアプリ、マーケティング、健康関連データへの雇用者や保健業者のアクセスなどの問題を取り上げている。先住民族・障がい者・難民・受刑者など特別にデータ保護が必要なグループにも配慮している。

## 健康の権利に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/29

国連人権高等弁務官事務所

健康の権利に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。各国政府は人権に基づく医療教育政策をとり、医学校と医療従事者を教育する人々は健康の権利の枠組に基礎を置いたカリキュラムをつくるよう求めたい。人々の出生・成長・生存の状況、コミュニティの初期医療に一層注意が払われなければならない。初期医療や農山漁村・僻地での医療に携わることが奨励されるべきである。脆弱な状況にあった人々が医療教育のあらゆるレベルで選ばれ、また、精神医療教育は、過度の医療と施設収容を防止し非強制的な医療モデルを見出すために再検討されるべきである。全ての医療従事者が人権に基づく能力・技術を身につけることは、患者の医療における人権侵害を防止するだけに留まらない。医療従事者の権利の促進・保護、力の不均衡の是正、腐敗の防止、妥当な労働条件への寄与、医療制度における相互信頼・尊重の促進にもつながる。

## 現代的形態の人種主義に関する専門家が国連総会で発言

2019/10/29

国連人権高等弁務官事務所

現代的形態の人種主義に関する特別報告者が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。人種・種族・民族的出身に関係なく全ての人の生来の尊厳が約束された世界秩序のためには、補償が欠かせない。植民地主義や奴隷制に対する補償の最大の妨げは、補償を求める政治的意思と精神的勇気が受益者に欠如していることである。奴隷制と植民地主義は人種に基づいた権利と特権を割り当て、人種間の経済的・社会的・政治的不平等を強固なものにした。公式に奴隷制と植民地主義を廃止しても、何世紀にもわたって築かれた人種的不平等をなくすには不十分である。法的義務に違反した国家は補償をする義務があるということは、国家の実行、国際法廷の決定、その他の国際法の法源が繰り返し確認している。各国政府は人種主義の被害者とその子孫に補償する義務と責任を認め、補償と人種的平等を妨げる国際的な法の改正に尽力するよう求める。



## 多国籍企業に関する作業部会が国連総会で発言

2019/10/29

国連人権高等弁務官事務所

人権と多国籍企業その他の企業に関する作業部会が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。企業による人権侵害に防止・対処するためには、政府は一丸となって具体的な政策・規制措置をとるべきである。今こそ政府は、ビジネスと人権に関する政策を政府全体で理解・実行し、企業との関与において実施すべきである。政策の統一、規制措置、国民の関与の効果的な拡大を直ちに進める必要がある。政府はまた、自身も重要な経済的役割を担っている。政府は影響力のある所有者・投資家・貿易振興者であるとともに、商品やサービスの大規模な購入者でもある。政府が他者に期待するように、自身が例を示して人権規則・政策を完全に遵守すべきである。ビジネスにおける人権と「2030 アジェンダ」は強く結びついている。政府がビジネスと人権に関する政策・規則に留意しなければ、「2030 アジェンダ」を達成することはできないであろう。

## 自由権規約委員会 平和的集会に関する一般的意見草案を討議

2019/10/30

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は一般的意見 37 号草案を討議し、次のパラグラフを採択した。67：参加者の覆面、73：参加者に対する刑事的・行政的制裁、74：禁止されたデモ参加に対する救済・公正な裁判・罰金、75：政府は将来のデモへの不参加の誓約を要求できないこと、76・77：集会の届出、81：平和的集会を取り締まる法執行官の基本的任務は、参加者による基本的権利の行使確保であること、83：取締りは計画通りの集会実施を目的として行われなければならないこと、84：緊急事態対策を講じる法執行官の義務、85：法執行官の実力行使は合法性・必要性・均衡性・予防措置・無差別の原則に合致しなければならないこと、86：国内法は許容可能な実力行使の条件を詳細に規定しなければならないこと、87：妥当な法施行のために必要最低限の実力行使、88：集会の取締りの訓練を受けた法執行官のみが配備され、軍隊による集会の取締りは禁止されること、である。

## アフリカ系の人々に関する作業部会が国連総会で発言

2019/10/30

### 国連人権高等弁務官事務所

アフリカ系の人々に関する作業部会議長が、国連総会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。アフリカ系の人々の奴隷化を正当化するために作られた彼らに対する人種的ステレオタイプ・否定的特徴は、今なお彼らを傷つけ、人権を侵害し続けている。報告書では、どのように人々が受けとめられ誤解され、憎悪や憎悪犯罪の扇動と結びつくかを分析し、コミュニケーションにおけるステレオタイプ、人種的ステレオタイプが司法分野や経済的・社会的・文化的な生活にもたらす悪影響を取り上げている。アフリカ系の人々の人権の尊重・保護・実現を保障する前に、人種的ステレオタイプがもたらしている危害を理解すべきである。各国政府は、法執行官・政治家・教育者によるアフリカ系の人々に対する偏見・ステレオタイプ・プロファイリングを撤廃する措置をとり、インターネット上を含めて彼らに対する差別・暴力の扇動を強く否定しなければならない。

## 普遍的定期審査作業部会開催の予定

2019/10/30

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の普遍的定期審査作業部会第 34 会期が 11 月 4～15 日に開催される。この会期では、イタリア、エルサルバドル、ガンビア、ボリビア、フィジー、サンマリノ、カザフスタン、アンゴラ、イラン、マダガスカル、イラク、スロベニア、エジプト、ボスニア・ヘルツェゴビナの 14 カ国の審査が行われる。会合にはこれら 14 カ国の高官が出席し、特に前回の審査以降の人権義務の履行、前回の審査の際の勧告実施について説明する。作業部会は人権理事会の全理事国 47 カ国で構成されるが、会合にはその他の国々も参加でき、各国に対して平均 100 カ国の国々が勧告を行う。作業部会は積極的な進展を評価し、課題を特定する。各国の審査は 3 時間半行われ、さらに 30 分間が勧告の採択に当てられる。第 34 会期の結果文書は、2020 年 2～3 月に開催される人権理事会第 43 会期で採択される予定である。